

幼保連携型認定こども園 明星こども園 利用契約書 (1号)

保護者と幼保連携型認定こども園『明星こども園』（以下「事業者」という。）とは、児童に対して行う教育・保育について、以下のとおり契約を締結します。

児童氏名		生年月日	年 月 日生
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで ※上記児童が子ども・子育て支援法に基づく給付を受けられる期間として、卒園の年度の3月31日までご記入下さい。退園しない限り有効です。ただし、契約内容に変更が生じた場合は、再度契約を交わします。		
利用時間 どれかに○	①9時～13時 ②9時～17時の範囲 ③7時～18時の範囲（19時までの方もここに○）	※時間外保育料（どちらかに○） ①月単位の定額料金を選択 ②その時々の単発料金を選択	
利用曜日 どれかに○	①月曜日～金曜日 ②月曜日～土曜日		
利用者負担額（保育料）	月額 八戸市（広域入所は居住する市町村）が定めた保育料		
その他の利用料等	重要事項説明書に記載のと通りの請求、支払いとなります。		
保育料等の支払方法	<ul style="list-style-type: none"> ・当月10日までに請求、当月25日までの支払い、 ・18時以降の利用料、休日保育、差額の調整等は、翌月になります。 		

契約事項

- ・事業者は児童へ「重要事項説明書」のとおり教育・保育を提供し、保護者は事業者へその教育・保育に対する上記料金を支払うものとします。
- ・上記料金の滞納が3ヶ月続いたときは、契約が解除となります。また、差し押さえの処分が行われる場合があります。
- ・退園日は原則として月末日となります。退園を希望する場合は、退園希望月の20日までに事業者へ退園届を提出するものとします。（退園手続きが行われず在籍している場合は、その月の保育料が発生します。）
- ・月の途中で入園する場合、在園日数に応じて保育料を日割り計算するものとします。
- ・契約の利用時間を超えて保育が必要になった場合には、保護者は事業者へ連絡するものとします。
- ・保護者が事業者及び職員又は他の利用者及びその家族に対して、重大な背信行為を行った場合は、事業者はこの契約を解除することができます。
- ・この契約に定めのない事項については、子ども・子育て支援法その他法令の定めを尊重し、双方が誠意をもって協議の上決定します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、保護者及び事業者は記名押印の上、各自1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

保護者 住 所
氏 名

(印)

事業者 事業者 住 所 八戸市白銀町字浜崖 13-2
事業者名 社会福祉法人 みろく会
明 星 こ ど も 園
代表者名 園 長 澤 口 由加里

(印)